

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 96 号議案を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思います。

日程第 1．第 87 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例から日程第 3．請願第 4 号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願の 3 件を一括議題といたします。

以上の 3 議案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第 87 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／おはようございます。

それでは、総務常任委員会の委員長報告といたします。

本委員会に付託されました第 87 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、平成 29 年 4 月予定の組織見直しに伴い条例の一部を改正するものであり、企画財政部を企画部に、くらし部を福祉部に改めることとし、また下水道事業の地方公営企業法適用に伴い上下水道部を廃止するとの説明を受けました。

委員からは、組織再編の意図について質疑がありましたが、今回の組織の見直しは平成 30 年の新庁舎建設、また昨年 8 月の組織再編後の各部署からの意見を集約したことを踏まえ、企画部は従来の企画課、広報課、市民協働課に加え、秘書課を配置することで政策の検討、広報等の迅速化を図り、財政課がもつ予算の編成、検討などのウエイトを鑑みて総務部に財政課をおくことになったという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 88 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました第 88 号議 案武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、上位法である雇用保険法の一部改正に伴うもので、具体的には、65 歳以降に新たに雇用された者でも雇用保険の給付ができるようになった高年齢者に対する適用範囲の拡大と、今まであった広域求職活動費に加え、職業安定所から指導された職業訓練や求職活動をしやすくするための費用も給付される制度が新設されると説明を受けました。

なお、施行日は、法改正施行日にあわせ平成 29 年 1 月 1 日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、請願第 4 号に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました請願第 4 号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願の経緯として、平成 26 年 6 月議会の一般質問期間中における議会及びブログやフェイスブックでの樋渡前市長の発言を発端とされた裁判の判決により、武雄市が支払った損害賠償金 36 万 2483 円を樋渡前市長に求めるよう求償権を行使してほしい旨の請願でありました。

判決では、その発言は樋渡氏個人の発言ではなく、武雄市長として議会答弁の一環として行ったものと裁判所が認めたものであり、樋渡氏が支払うものではないと判断されております。

市としては、ことし 6 月 14 日の一般質問で江原議員の質問に対し北川総務部長が答弁されたとおり、国家賠償法第 1 条第 2 項に示されている重大な過失ではないと判断をされて求償権の行使はなされておられません。

委員会として、裁判所の判決と重大な過失にあたるかどうか慎重に審査をした結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

23 番 江原議員

江原議員／委員長にお尋ねをしますが、賛成少数という報告ですが、委員会の中で賛否両論、審議されたようですが、その賛成の意見等について、反対の意見については委員長が今、申されましたけども、賛成等の含みもあって審議されているようでありますので、両論含めて報告いただきたいと思います。

議長／末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／今申したとおり、重大な過失があったかどうかというようなことを捉えて、それでまた樋渡氏が、負担がどうなのかということで検討をしまして、賛成者の意見としては、賛成討論ありませんし、まあ反対討論ありませんでしたけども、そういうことで、余り中身はわかりませんが、ただ、判決文の説明を受けたときに、樋渡氏は、ちゃんと樋渡氏として、個人の賠償をしておられます。

そういうことで、市の負担、樋渡氏の負担というのも、ちゃんと判決では分かれておりますし、何ら過失はないということで、反対者はそういうふうになったようでございますけども、賛成者の特段の意見は、うんぬんだから賛成だという意見はあっておりません。

議長／23 番 江原議員

江原議員／この間、武雄市議会の中の常任委員会と、あるいは決算審査の中での、その採決の流れからいきまして、私が所属する福祉文教常任委員会でも、あるいは11月の決算審査特別委員会の中でも、また、その前の各常任委員会の中でも、委員の中から議案に対して反対、理由を述べると、述べなければ正しくないという運営をされているようです。

私も、さきの福祉常任委員会、あるいは決算審査特別委員会、その間、理由を述べて反対、あるいは請願（？）をしてきました。

今回の、付託されたこの請願第4号について、委員長自身として、ちゃんと反対討論を求められたんですか。

いかがですか。

議長／末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／反対討論、賛成討論、当然求めました。

しかし、討論はありませんでした。

ただ、私もそこでなかったものの、反対の意見としてはですね、当然委員会の審査の中で、ああこういうことだと、私は反対いたしましたけれども、特段その後は求めておりません。

議長／23 番 江原議員

江原議員／それはおかしいです。

私が所属する委員会では、この間、反対の理由がない限り、あるいはこの本会議場でも、反対する場合はちゃんと反対理由を申し述べて、いろいろ***言われています。

では、今、委員長、申されましたけど、委員長として反対討論がないのを議事進行進めることは、私はおかしい、委員長として断固、反対討論をなぜ求めなかったのですか。

議長／末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／求めましたけれども、ちゃんとその討論の場をちゃんと求めましたけれども委員からは出ませんでしたということで、私がそれを、なぜなさんかということにはならないと思います。

以上です。

議長／質疑をとどめます。

静かに。

静かに。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 87 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 4 号に対する討論を求めます。

賛成の討論。

16 番 宮本議員

宮本議員／求償権を求める請願について賛成の立場で討論させていただきます。

その重大な過失がなかったと、業務、まあ一つの、名誉のほうは個人で賠償されております。

もう一つは議会での発言が名誉毀損になっていると。

そして、名誉毀損になってるけど、それは議会中の発言で公務だっていう判断ですね。

でも、これは故意にですよ、結局、何回もそのことをですよ、10 回とか何回も言うから、結局、名誉毀損的になっているわけなんですよ。

1 回言えば、何も名誉毀損の話にはなってないわけなんですよ。

だから、そういう故意に基づいてしてあるというのは、本人の、まあ落ち度というか、そこを利用した中傷っていうですかね、そういうことを、そこを利用したつちゅうことでありますので、それについては、その責任をですね、その発言した市長にとってもらわなくちゃいけないというふうに思います。

以上のようなことから賛成といたします。

議長／4番 山口等議員

山口 等議員／おはようございます。

請願第4号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願について反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の件で、委員長報告にも先ほどありましたように、前市長の議会中の発言は公務中のことであり、前市長の個人に責任はないと考えます。

このことは、裁判所の判断でも示されております。

また、原告側が求めている謝罪広告についても、必要がないということが判断が下されております。

重大な過失でないと判断されています。

よって、前市長に対し求償権を行使すべきでないと考え反対の討論といたします。

委員の各位の御賛同よろしくお願いします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより請願第4号を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長の報告についての採決ではなく、請願原案についての採決を行います。

請願第4号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

日程第4. 第89号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例から日程第6. 第92号議案 平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)までの3件を一括議題といたします。

以上の3議案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第89号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／おはようございます。

福祉文教常任委員会に付託されました第 89 号議案から、何号ですかね、これは。

92 号まで。

それでは、第 89 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の一部改正は、こども図書館建設に伴い、現在の武雄市図書館・歴史資料館設置条例第 4 条第 1 号に規定してあります、図書館・歴史資料館の施設である図書館に、ア本館イこども図書館を追加するものとのことでございます。

なお、施行期日は開館に合わせて平成 29 年 10 月 1 日とされております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／賛成多数ということは、反対があったということで、その反対の理由は何だったかという、ちょっとお尋ねしたいですし、もう一つはですね、私のもう疑問というのは、名前も結構大切でもんね。

でいいんじゃないかとか、せんといかんとか、なかなかみんな使わんですよ、あったし、そういうのもあったし、この図書館も、図書館でいいのじゃないかと、マルコクテン(?)黒点をつけて歴史資料館にせんといかんと。

今度の、結局、武雄市図書館・歴史資料館という中に、本館とこども館ならわかるんですけど、こども図書館としたら、市民には誤解を与える感じがするが、そういう議論はなかったか。

議長／山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 1 点目の、その反対の理由として、なかなかわかりにくい、反対なんです。

というのは、本館とこども図書館という名称ですが、条例の流れからいきまして、武雄市図書館・歴史資料館の中にこども図書館という文言は条例上図書館というのが重なるわけで、問題があるわけではないのですが、といいながら、反対。

もう一つが、本館と、こども図書館という名称と思いますがということ、2 点目が、こども図書館の設計上不備があるんじゃないかと。

それは防護策も設けられているが、設計上やはり問題が、中身が全くわからないと、反対なんです。

3つ目、教育施設の中にレストラン、厨房を設けるのは、教育施設にふさわしくないと
言わざるを得ません。

では小学校に調理室がないか。

ありますよね。

全く、その反対の理由になってない。

それで、反対。

もう一つの分については、確かにその名前について、いろいろと論議はなされましたけど、
名称を最終的に何とか考えたいですねというところまで、話をしましたが、結論には至っ
ておりません。

以上です。

議長／質疑をとどめます。

次に、第 90 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 90 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の一部改正は、小中学生の医療費の助成方法の変更に伴う改正であり、現行では、小
中学生の医療費については、医療機関受診時に、保護者が 3 割の一部負担金を支払い、そ
の後、市へ助成申請を行う償還払い制度となっているのを、平成 29 年 4 月より現物給付化、
つまり保護者が医療機関窓口で支払う自己負担額については、診療報酬明細書ごとに 1 カ
月 1000 円を支払い、市が保護者に助成していた分について、直接医療機関へ支払う方法に
変更するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 92 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補

正予算（第3回）について審査の経過と結果を申し上げます。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金で 150 万円を計上してあるのは、国保加入者の社会保険への移行や転出に伴う還付金の増によるものです。

同じく 5 目の償還金では、566 万 7000 円を計上してあるのは、平成 27 年度の療養給付費負担金が確定したことによる、超過交付分の返還に伴う増額です。

これらの財源については、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金から 716 万 7000 円を減額し、予算組換えによる調整を行っているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 89 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 89 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

まず第一に、条例の文言についてです。

ア本館、イがこども図書館となっております。

こども図書館と、あえてこども図書館と名称されていますが、言葉の流れからすると、本館の次は、こども館というのが妥当ではないでしょうか。

2 つ目に、設計図やパース図を見まして、一部木造、鉄骨造りで、鉄骨の柱がたくさん設計されております。

キッズコーナー、あるいはお話の部屋の間にも、たくさんの鉄骨の柱が、林立しています。

これはまぎれもなく、こども図書館というなら、危険性を除去するためには本来、空間ではないでしょうか。

こういう設計図が進行してるわけであります。

私は、4 年前、リニューアルする中で、こどもコーナーにあった、お話の部屋がなくなりました。

このこども図書館建設に設置はされていません。

あるのはレストランがあり、厨房が2つも設置されているではありませんか。

これがこども図書館でしょうか。

公共施設の教育施設に、ふさわしくないし、一方で、民業圧迫にもつながるのではありませんか。

私は、平成 24 年 5 月 4 日東京本社、CCC 本社で、猪突に記者会見されて、今まであった武雄市図書館・歴史資料館、まして歴史の宝庫である蘭学館がレンタル店に変更されました。

そういう経過を踏まえて考えるなら、あのリニューアルに 4 億 5000 万円かけ、さらにまた、こども図書館建設に 4 億 5000 万もかけてつくられている、合計 9 億円もの建設費が投じられています。

私は、この間の武雄市図書館・歴史資料館の経過を見るなら、さきの一般質問の中で、CCC のレンタル店を学習コーナーに急遽申し出するという市長答弁がありました。

まさにびっくりであります。

まさに、リニューアルしたことそのものがおかしかったのではないかと指摘せざるを得ません。

今回のこども図書館は、以前あった、ほんとに、こどもコーナー、そしてこども図書館コーナーが、ふさわしかったのではないかと申し上げ、指摘をして反対の討論にかえるものであります。

議長／11 番 山口裕子議員

山口裕子議員／おはようございます。

第 89 号議案、賛成の立場で討論させていただきます。

今、先ほど、いろいろなこども図書館に対してのですね、反対を述べられましたが、第 89 号議案は条例を改正する議案であります。

よりまして、図書館・歴史資料館の***である図書館に、本館、こども図書館を追加するのことに對しては、委員会において何ら問題はないということを確認しましたので、皆さん方の御賛同よろしくお願いいたします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 第 85 号議案 武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に

関する条例から日程第 11. 第 95 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）までの 5 件を一括議題といたします。

以上の 5 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 85 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 85 号議案 武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、平成 29 年 4 月からの下水道事業について、地方公営企業法の適用に伴い、官庁会計方式から企業会計方式に移行するため、関係条例の整備を行っているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 86 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 86 号議案 武雄市都市下水路条例について審査の経過と結果を申し上げます。

下水道条例の中にもともと都市下水路の内容が組み込まれていたため、第 85 号議案でありましたように下水道が企業会計になりますと、都市下水路の事業は一般会計で行っているため、条例等において管理者が異なってくるとのことでした。

そのため、市長が行う事業として都市下水路事業を位置づけるために条例を新設するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 93 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 93 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 2 項 1 目、農業集落排水事業費の 15 節工事請負費は、鳥海地区浄化センターの流入ポンプの交換など、指定寄付金を財源として鳥海地区の農集排施設の整備更新を行うものとことでした。

また、3 款 1 項の公債費は 27 年度借入れ分について、当初の見込みより低利での借入れとなったための償還金利子の減額とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 94 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 94 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出については、F II 2 節を今年度下期に追加開催することに伴う経費の増加が主な内容でした。

1 款 2 項 1 目、競輪開催費の 19 節、場外開催費のマイナス 6552 万 1000 円は、主に記念競輪の売上げを当初予算では 60 億としていながら、目標額を 55 億と見込んだために、売上げの減に伴う減額補正とのこと、委員からも減の分析をどう捉えているかとの質疑がありました。

歳入については、F II ナイターやミッドナイトの売上増は見込めるものの全体としては当

初予算額の 107 億円の水準を上回らないものと判断し、歳入における車券発売金の増額は行わないとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 95 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 95 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

収益的収入の 1 款 2 項 2 目、他会計補助金のうち、水道料の高料金対策補助金の算定基礎となる資本費が、1 立メートル当たり 164 円から 146 円に改定されたことによる増額分 1312 万 6000 円を増額するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 85 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、第 85 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。
これより第 86 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、第 86 議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。
これより第 93 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 94 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 94 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 95 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12. 第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長

にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出については山内支所非常放送設備改修工事、財政調整基金積立、がんばる地域応援事業補助金、水防出動手当などが主な補正内容でございました。

財政調整基金積立については指定寄付金の一部を積み立てるもので、山内町出身の方からいただいた寄付金 1,000 万円が、山内町の農村環境保全、やりがいのある農業の確立を目的としたものだったため、一部を山内町の農業集落排水事業施設整備費に充当し、一部を基金に積み立てるとの説明を受けました。

がんばる地域応援事業補助金については、地域から多くの要望があり 5 月の募集開始からすぐに申請額が限度額に達し、その後も数件の問い合わせがあったため追加補正を行いたいとの説明がありました。

委員からは、町別にバランスよく活用されているかとの質疑がございましたが、本事業は NPO 団体なども対象とされており市全体を考えた地域にとらわれない制度であるため、町によってはバラつきがあるが、来年度は地域に平等にやりやすい補助金にできるよう検討をするという回答がございました。

歳入については、財源調整として公共施設設備整備基金から 3000 万円を繰り入れ、土木施設災害復旧費に充当するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

3 款 2 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金で、284 万 3,000 円を計上してあるのは、高齢者施設等の防犯対策強化を目的とした事業であり、非常通報装置や防犯カメラ、外構整備

等が対象となり、市内公的介護施設４カ所及び地域共生ステーション１カ所から設置の要望があつているとのことでございます。

10 款 5 項 4 目図書館費で、106 万円を計上してあるのは、現図書館・歴史資料館の駐車場不足に加えこども図書館工事中及び来年のオープン後の更なる駐車場不足を解消するために、周辺駐車場案内マップの作製費 6 万円、15 節工事請負費に、文化会館及び競輪場の駐車場が図書館駐車場としても利用できる旨の表示看板と駐車場への誘導看板、それらをわかりやすく案内する周辺駐車場案内看板などの設置工事費として 100 万円を予定しているとのことでございます。

10 款 6 項 2 目 13 節の委託料で体育施設利用状況確認システム導入委託料として、204 万 2,000 円を計上してあるのは、市内の主な体育施設の利用状況の確認がインターネットを通じてできるシステムを構築するための費用としての説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

6 款 1 項 3 目、農業振興費の 19 節、集落営農法人育成加速化対策事業費補助金については、集落営農法人が法人設立初期の 1 年間に支出する経費に対する県の補助金とのことでした。委員からは、経費に対する支出も必要ではあるが、集落営農の法人化に対するメリット、デメリットの説明等も必要ではないかとの意見があり、執行部からは法人化のメリットを伝えながら、また法人として立ち上げるまでの支援をどういうふうにできるのかということ、地域の皆さんと話していきたいという回答がありました。

同じく 6 款 1 項 3 目、農業振興費の 19 節、タマネギべと病緊急特別対策事業費補助金については、近年、タマネギに大きな被害を及ぼしている「べと病」の防除対策として、農家の取り組みを支援する県の補助事業であるとのことでした。

武雄市においてもタマネギの収穫量が昨年度より減少したとの説明を受けました。

事業内容としては、ＪＡや集荷業者、農業者が組織する団体等が、マンゼブ剤を共同購入

し、一斉防除を指導する取り組みに対して補助を行うものであるとのことでした。

8 款 5 項 1 目、住宅管理費の住宅建築物安全ストック形成事業については、昭和 56 年以前に個人が所有した、木造住宅の耐震診断にかかる費用に対して、国・県・市が補助を行う新規事業とのことでした。

委員からは、ほとんどの住宅が対象となるのではないかという意見もあり、今年度は 30 件の補助を予定しており、平成 30 年度までは、県・市において、上乘せ補助を行っていくとの説明を受けました。

11 款 2 項 1 目、白岩運動公園施設災害復旧工事は、今年度 6 月の豪雨に伴う土木施設災害復旧費とのことで、白岩運動公園内にあるため池の堤防が決壊し、雨水及び土砂が流出し、下流域の住宅地や県道へ流れ込む被害があっており、ため池復旧と水路整備に関する災害復旧が急務となっているとのことでした。

工事は来年の梅雨前の 5 月中に終了とのことで、今後いろんな大会等も予定されておりますので、関係機関と調整しながら工事を進めていきたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 91 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13. 第 96 号議案 教員委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 96 号議案 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会委員であります犬走智英氏の任期が来年 1 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き犬走氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

犬走氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略をいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより採決いたします。

第 96 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって第 96 号議案、すなわち犬走智英（いぬばしり ともひで）氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 14. 閉会中継続審査申し出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2017 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

福祉文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 15. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これもちまして、平成 28 年 12 月武雄市議会定例会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。